

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月28日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年4月15日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成20年4月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 鎌池地区	坂出市環境経済部農 林水産課
萱原用水土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 陶地区	綾川町土地改良課